

すてきな笑顔と花のまち

HIGASHIKAGURA

東神楽 10

2017
October
No.637



特集

公共施設の在り方を考える
防災行政無線デジタル化
更新工事について
平成28年度決算


 平成29年8月末現在
 ()内は前月比 []内は前年同月比

10,353人(+3) [-18]
 ● 男4,887人(+5) [-23] ● 女5,466人(-2) [+5]
 ● 世帯数 4,312戸(+1) [+38]

住民基本台帳より ※住民基本台帳法の一部改正により
 外国人住民が加わりました。





今月号の表紙は、子育て支援センターが開催したわくわく教室の運動会での1コマ。どの子どもも、お母さんやお父さんと一生懸命ゴールに向かう姿がとてもほほえましかったです。(こ)も今年は子どもの運動会の保護者競技で、リレーに参加しました。2つの目標である『転ばないこと』『けがをしないこと』の両方をクリアできてほっとしていたのですが、最近のバレーの練習でアキレス腱を切ってしまいました。運動の秋、皆さんもけがには十分気を付けてください。(こ)



目次 CONTENTS

- まちのできごと.....3
- 特集.....4~13
- Pickup.....14~17
- 健康食育.....18
- ほそめ先生とはじめての花育.....19
- スマイルキッズ.....20
- 子育てコラム.....21
- 子育て・保健案内板.....22
- インタビュー.....23
- 情報案内板.....24~31
- カレンダー.....32


 町長
 コラム

花のまち随想



**東神楽町長
 山本 進**

まちづくりに必要な人材に『よそ者、若者、ばか者』が必要とよく言われています。『よそ者』とは、その地域外から来て外部からの視点を持つ人のこと。特に小さな地域では、外から来た人の知恵や経験、パワーが大きな力を発揮することがあります。東神楽町役場でも、ほかの機関から派遣されている人も増えています。今年国から2名、北海道から3名が派遣されています。さらに、地域おこし協力隊員として2名採用し、観光や社会教育の分野で活躍してもらっています。また、役場の職員も北海道庁、市町村職員研修機関、B & G財団に3名派遣して、それぞれ研鑽を積んでもらっています。7月に副町長として赴任した木村俊孝さんにも、外からの視点で東神楽町を見てもらい、政策提言を行ってもらっています。9月の町議会定例会でも木村副町長が答弁していましたが、東神楽町の長所は『人』、短所は『面積の小ささ』と指摘しています。『人』については、若くて元気のある人材が多い、町内会活動が活発で結びつきが強い、町内をきれいにしている住民努力などをあげています。

これからの時代は、地域にある『宝』を大切に、それを生かしながら、まちづくりをしていくことが大事です。東神楽町の最大の『宝』は、私も『人』だと思っています。外からの知恵や力を生かしながら、地域に根を張って頑張っていく人とともに、東神楽町をもっと良くしていきたいと思っています。

身近な情報などをお待ちしています。また、このページの掲載写真は、ご本人に差し上げますのでご連絡ください。

■ まちづくり推進課 ☎ 83-2113

タウンニュース

特集

Pick up

花育 健康食育

スマイルキッズ 子育てコラム

子育て案内板 子育て案内板

情報案内板

セブン-イレブンと協定を締結

8月28日(月)

町は㈱セブン-イレブン・ジャパンと『東神楽町地域見守り活動に関する協定』と『災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定』を締結しました。

これにより、高齢者宅などでの異変の早期発見や、災害時の物資の供給安定化が期待されます。伊藤正樹ディストリクトマネージャーは「安心安全なまちづくりの一助になりたい」と話しました。



平成29年度 定例表彰式

8月30日(水)

町政の発展に貢献された方々の定例表彰式が行われました。

■ 功績表彰

- ・ 福島 堅一 (公職第1号表彰) ・ 高橋 宗雄 (公職第1号表彰)
- ・ 川合 公至 (公益第2号表彰) ・ 山名 克侑 (公益第3号表彰)

■ 振興賞

- ・ 原田 三雄 (自治振興賞)

■ 叙勲披露

- ・ 蒔田 敏雄 (地方自治功労)



空港を楽しむ！旭川空港まつり

9月10日(日)

旭川空港において、『2017 空の日 旭川空港まつり』が開催されました。空港化学消防車への搭乗体験や放水見学、管制塔などの施設見学やJALの飛行機探検など、空港まつりならではの体験活動のほか、地ビールやジンギスカンを堪能できるジンギスカンマルシェや、愛知県から来た忍者隊によるステージなど数々の催しが行われ、会場は家族連れなどで賑わいました。



生徒たち一人一人が輝いた学校祭

9月10日(日)

東神楽中学校において学校祭が行われ、保護者や地域住民など多くの方が訪れ、会場はおおいに賑わいました。

今年の学校祭のテーマは『KIRARI輝く 東中 STAR』。主張発表や作品展示をはじめ、ステージイベントや学級イベント、そして合唱コンクールなど、すべてにおいて生徒たちの個性や笑顔がきらりと輝く、すてきな学校祭となりました。



公共施設 の在り方を考える

公共施設の現状と課題

今、全国の自治体が公共施設の更新問題への対応を迫られています。その理由は、公共施設の老朽化が進み、今後一斉に建て替えや大規模改修などの更新時期を迎えることで多額の費用が必要になるからです。これに、生産年齢人口が減少していくことによる税収の減少や、高齢化の進行による社会保障費の増大などが加わり、自治体の行財政運営は一層厳しさを増すことが予想されます。将来世代の負担をこれ以上増やさず、適切な行政サービスを提供し続けるために、施設の更新は深刻な問題となります。

◆東神楽町の状況

東神楽町も例外ではなく、人口の増加などにあわせ、多くの施設を建設してきました。学校、町営住宅、公民館などを合わせると、合計で71施設になります。総延べ床面積は約9万5000㎡。これは町民一人当たり換算すると9㎡で、総務省の調査結果では人口1万人未満の自治体住民一人当たり延床面積が平

均11・60㎡/人となっていることから、東神楽町の一人当たり延床面積は比較的少ないことがわかります。

◆更新費用は年平均で約10億円

町が保有する施設を、全て建て替えたり、大規模改修をした場合（築30年で大規模改修、築60年で建替え設定）の費用を試算したところ、今後30年間で約319億円。1年あたり約10億円という金額になりました。

一方、町が過去5年間に施設の更新に使った費用は平均で年間5億円であり、町内の施設全てを維持していくためには、現在の2倍以上の費用が必要になります。財政状況が厳しさを増すなか、試算された年間約10億円を確保し続けることは不可能だと考えられます。



「新しくつくる」から

「賢くつかう」へ

このような厳しい状況を踏まえ、本町では社会環境の変化や地域特性に応じた適切な公共サービスの提供と、安定した財政運営の両立を目指すため、保有する施設を総合的に把握し、財政運営と連動させながら管理・活用する『公共施設マネジメント』に取り組んでいます。

◆総合管理計画の策定

平成27年度に、町内の公共施設の現地調査などを行い、施設の老朽化や利用状況、運営経費などを把握し、その結果を踏まえた町全体の施設の維持・管理、活用方法などを『質』『量』『財政』『協働』の視点から『東神楽町公共施設等総合管理計画』として取りまとめました。

この計画は、町ホームページに掲載しています。今後は、この計画に基づき、施設を『建て替え』するか『廃止』するかを決め、やみくもに施設の数を減らすということではなく、将来のまちのあるべき姿を考え、地域性や時代のニーズを把握した

うえで、公共施設全体をどうしていくかを検討します。『新しくつくる』から『賢くつかう』へと発想の転換を図りながら、必要な施設は適切に維持管理していきます。



東神楽町公共施設等
総合管理計画

◆先進事例に学ぶ

公共施設マネジメントの取り組みは全国に広がっており、例えば、①老朽化が進み耐震性にも問題のあった施設（小学校・公民館・図書館）への対応として、小学校の既存校舎を複合施設として整備した例や、②健康づくりセンターと保健センターの類似施設の統合・一元化を行った施設などがあります。町においても、今後も先進事例を参考にしながら、施設の有効活用や再配置などを推進していきます。将来世代への負担を増やさないうような町民と行政の力を結集し、この難局を乗り越えましょう。

今後30年で、319億円。

この数字は、町が所有する学校や公民館などの建物をすべて建て替えたり修繕したりした場合に掛かる費用です。毎年約10億円が必要と予測されています。町の公共施設は今、大きな転換期を迎えています。

東神楽町公共施設等マネジメント戦略

【戦略① 予防保全の導入による建築物の適切な維持保全の推進（長寿命化戦略）】

- ・施設の長寿命化 ・点検診断による劣化状況の把握 ・劣化状況に基づく更新優先度の整理

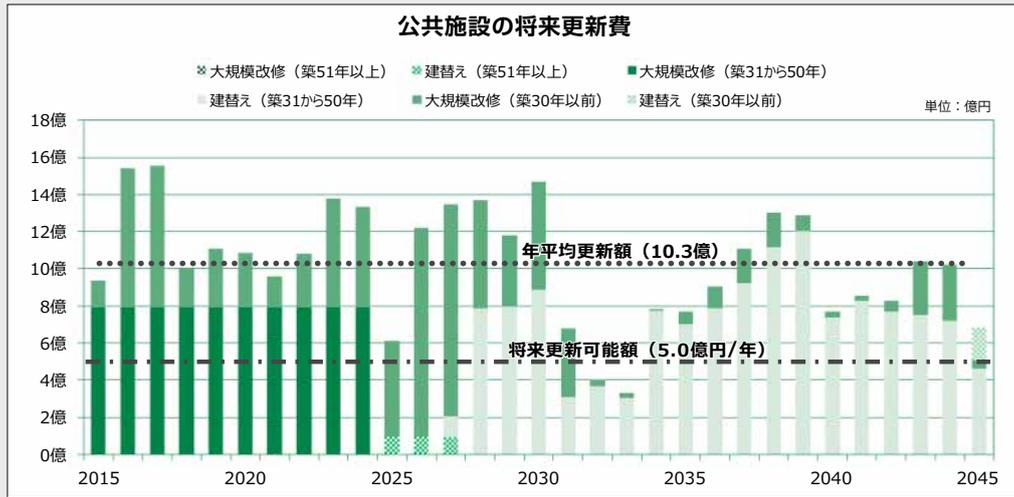
【戦略② 拠点施設への機能集約の推進（複合化戦略）】

- ・複合化、集約化等による総量縮減

【戦略③ 新たなニーズへの対応（機能維持戦略）】

- ・ニーズ変化にともない新たな機能の確保 ・安心安全で快適な施設の維持

データで見る東神楽町の公共施設を取り巻く問題



推 計試算の考え方として、既存の公共施設を全て保有し続け、築30年で大規模改修、築60年で建替えをした場合を想定します。本試算については、設計から施工までと複数年度にわたって費用がかかることを考慮し、大規模改修費を2年間、建替え費を3年間で均等に歳出するものとして試算しています。公共施設（建築物）の将来更新費は総額319.3億円と想定され、過去5年間の水準を維持した場合、公共施設（建築物）の更新に充てられる公共施設整備費は毎年平均10.3億円/年と想定されますが、将来更新可能額は5.0億円/年の試算となっています。年度別の将来更新費と公共施設整備費を比較すると、5.3億円/年の不足が見込まれることから、単年度の平準化を図るとともに建物の複合化を検討する必要があります。

区分	2015～2020年度	2021～2025年度	2026～2030年度	2031～2035年度	2036～2040年度	2041～2045年度	合計
建替え	0.00	0.94	27.69	24.53	47.74	37.07	137.98
大規模改修（築30年以前）	24.63	21.00	38.20	5.08	5.98	7.18	102.07
大規模改修（築31から50年）	47.57	31.72	0.00	0.00	0.00	0.00	79.29
大規模改修（築31年以上）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
将来更新費（計）	72.20	53.66	65.89	29.62	53.72	44.25	319.34

公共施設等集約化検討委員会公募委員を募集します

この度、住民が主体となってこれからの中央市街地の公共施設などの集約化に向けて検討する場として『公共施設等集約化検討委員会』を設置します。

委員会は、各分野から町長が指名する委員と公募による委員で構成され、定員は全体で20人、その内2人を公募により選出したい考えです。

会議開催の予定、公募の条件などは次のとおりです。委員としてこれからの中央市街地の公共施設などの集約化について、参加を希望される方の応募をお待ちしています。

【会議の開催予定および応募の条件など】

■ これからの中央市街地の公共施設などについて「意見や関心のある人」で20歳以上の町民

■ 次の会議に参加可能な人

・開催日時 平成29年10月から30年7月にかけて、7回程度の開催を予定

・開催時間 日中の時間帯を予定

・開催場所 役場庁舎を予定

■ 会議の出席に関し、町の規定により報酬を支払います

■ 公募委員の定員 2人

【応募方法など】

・役場（まちづくり推進課）・ふれあい交流館・総合福祉会館・ホームページにおいて応募用紙を受け取り、必要事項を記入の上、平成29年10月13日（金）までにまちづくり推進課へ提出してください。

・定員を超える応募があった場合は抽選により決定します。

【問い合わせ・申込み】

まちづくり推進課（☎ 83-2113）

防災行政無線

デジタル化更新工事について

【防災行政無線とは】

防災行政無線は、住民の皆さまの身体、生命および財産を守るための防災情報や行政からのお知らせを伝達する重要な無線放送設備です。地震や台風などの災害や武力攻撃などの危機事象が発生した際に、屋外拡声スピーカーや自宅に設置する戸別受信機から、音声やサイレンによって迅速かつ正確にお知らせすることができます。

【更新工事について】

現在の防災行政無線は、平成7年度から運用し、設置から20年以上経過していることから老朽化への対応が必要となったほか、電波法令などの改正に対応するため、平成29年度から平成30年度までの2か年にわたり、デジタル化への更新工事を実施します。

更新工事は、平成29年度に電波の送受信を行う親局や再送信子局などを整備するほか、中央地区を除く各地区公

【お問い合わせ】

まちづくり推進課

☎ 83-2113

民館および森のゆ花神楽付近、役場庁舎への屋外拡声スピーカーの設置と一部の地域の戸別受信機を更新し、平成30年度には、一部再送信子局などの設置工事とすべての地区の戸別受信機の更新を計画しています。

【デジタル化されると】

デジタル化のメリットは、音質が向上し、また、機能の拡張性があるため、全国瞬時警報システム（Jアラート）との連携や複数メディア（町のホームページやSNSなど）へ配信することが可能となることから、パソコンやスマートフォンで容易に防災情報が収集できるようになります。さらに、戸別受信機には録音機能があることから放送内容を後から聞くことができます。

一方で、デジタル防災行政無線の電波は、その特性上、現在のアナログの電波と比較して電波の届く距離が短くなる傾向があります。そのため、町内数か所に再送信子局を整備し、電波が



大雨により崩れた法面



土砂が流入した水田

更新工事工程表

	平成 29 年度					平成 30 年度												
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
親局工事																		デジタル放送完全運用
屋外拡声子局設置																		
再送信子局設置																		
戸別受信機配布						地区ごとに順次配布予定												
一部デジタル放送開始																		
アナログ放送運用期間																		

平成 30 年度には、
全ての工事が終了する予定です。



デジタル化に伴い、町内7か所に屋外スピーカーを取り付ける予定です。



届くように中継します。しかしながら、お住まいの地区や住宅の構造、戸別受信機を設置する場所によっては戸別受信機に付属するアンテナでは受信感度が十分に得られない場合には、外壁などに専用のアンテナの取付けをお願いする場合があります。なお、取付けにかかる工事費や機器・材料は町で負担し、住民の皆さまに負担していただくことはありません。

【整備する装置の説明】

- ・親局…親局は役場内に設置され、防災行政情報を発信するための基地局となります。
- ・戸別受信機…住宅などに設置して役場からの放送を受信します。通常はコンセントで作動し、停電時は乾電池で作動するため、災害時に持ち出して避難所などで使用することができます。
- ・屋外拡声子局（スピーカー）…役場からの情報を屋外のスピーカーで放送します。
- ・再送信子局…親局から発信した電波が届かない地域へ電波を中継するための装置です。

【使用中の戸別受信機は】

現在設置している戸別受信機は、新たな戸別受信機を設置するときに回収いたします。

なお、新たな戸別受信機の設置は、広報などで別途お知らせいたします。

【工事請負業者】

パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社が、無線放送設備工事および戸別受信機の取付け工事を行います。なお、取付け工事については別途お知らせします。

決算

平成28年度決算 一般会計の 決算概要

9月に開かれた第3回町議会定例会で、平成28年度一般会計、各特別会計および企業会計の決算が認定されました。今月の特集では、年度始めに立てられた予算に対し、1年間でどれくらいのお金がどのように使われたのかをお知らせします。また、12・13ページでは、平成28年度決算に基づく健全化判断比率等を公表します。

町 では、皆さんから納めていただいた町民税や固定資産税、国や道からの交付金などをとくに、住みよいまちづくりを進めています。

決算 は、町に入ってきたお金（歳入）と、町が使ったお金（歳出）を分かりやすくまとめたものです。まちづくりを進めるうえで、どのような事業にどれくらいのお金が使われたのか、決算を見ると明らかになります。

平成28年度の一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入が64億5372万円、歳出が61億9765万円、差引額は2億5607万円となりました。

歳 入は、その財源の性格から、『自主財源』と『依存財源』に分けられます。

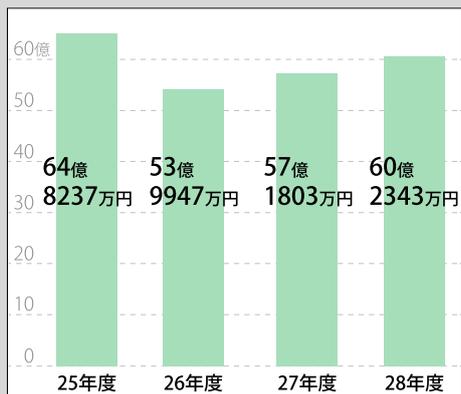
円グラフで見ると、東神楽町の自主財源は歳入全体の35.8%、依存財源は64.2%の割合となっています。自主財源が多ければ多いほど、その自治体が進める行政サービスの自主性と安定性を確保できるといわれていますが、私たちの町の最も大きな財源は依存財源である地方交付税で、自主財源は歳入全体の約31%です。

健 全な財政運営には、歳入と歳出の均衡を維持しながら、経済情勢や町民の皆さんの要望に対応できるだけの弾力性が必要です。

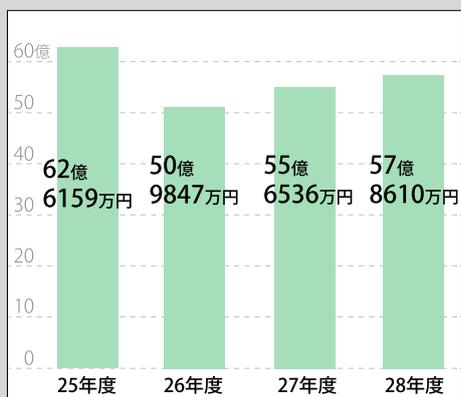
11ページにある財政指標の推移を經常収支比率で見ると、現在の町の財政構造は弾力性が低いことを示しています。東神楽町を取り巻く台所事情は年々厳しさを増していますが、今後も限りある財源を有効に活用しながら、町民の皆さんにとって満足のいくサービスを提供できるよう効果的な財政運営に努めていきます。

表で見る 一般会計（歳入・歳出）の推移 町税収入の状況

一般会計の歳入の推移（H25～28）



一般会計の歳出の推移（H25～28）



町税収入の状況

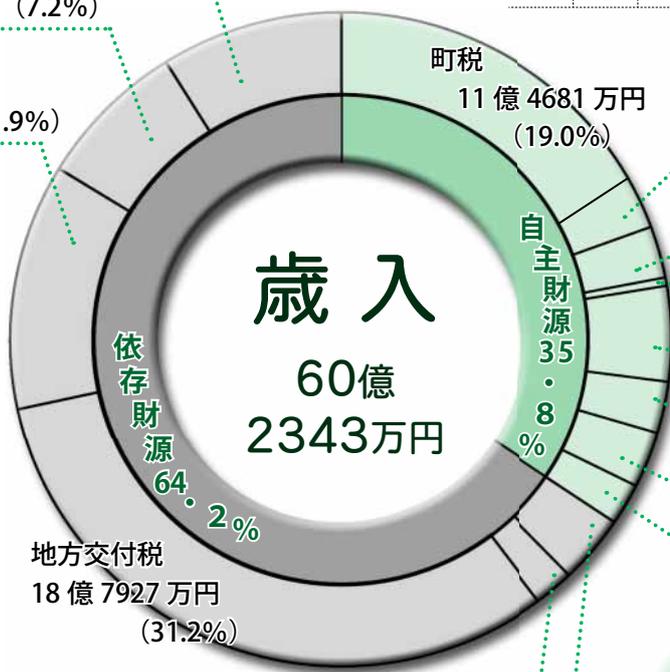
町税などは、町が直接収納し、自主的に使うことができる貴重な財源です。平成28年度の決算額は次のとおりです。

税目	28年度 決算額	27年度 決算額	増減額	28年度 徴収率
町民税	5億547万円	4億7497万円	3050万円	97.2%
固定資産税	4億6618万円	4億6553万円	65万円	97.5%
軽自動車税	2617万円	2192万円	425万円	99.4%
町たばこ税	6422万円	6626万円	▲204万円	100.0%
入湯税	1729万円	1824万円	▲95万円	100.0%
都市計画税	6596万円	6447万円	149万円	96.6%
国民健康保険税	152万円	115万円	37万円	16.4%
合計	11億4681万円	11億1254万円	3427万円	

町債 5億2126万円 (8.7%)

道支出金 4億3459万円 (7.2%)

国庫支出金 7億1473万円 (11.9%)



地方交付税 18億7927万円 (31.2%)

地方譲与税 1億1417万円 (1.9%)

各種交付金 2億497万円 (3.3%)
※内訳は下記のとおりです

各種交付金内訳 (内は構成比)	利子割交付金	111万円 (0.0%)
	配当割交付金	207万円 (0.0%)
	株式等譲渡所得割交付金	126万円 (0.0%)
	地方消費税交付金	1億6441万円 (2.7%)
	ゴルフ場利用税交付金	610万円 (0.1%)
	自動車取得税交付金	1466万円 (0.3%)
	地方特例交付金	1424万円 (0.2%)
	交通安全対策特別交付金	112万円 (0.0%)

グラフで見る 歳入・歳出の状況

分担金および負担金 1億2485万円 (2.1%)

使用料および手数料 1億4681万円 (2.5%)

財産収入 2498万円 (0.4%)

繰入金 2億7704万円 (4.6%)

繰越金 1億5267万円 (2.5%)

諸収入 1億6288万円 (2.7%)

寄附金 1億1840万円 (2.0%)

平成28年度は次のとおり寄付をいただきました。いただいた寄付は東神楽町のため有意義に活用させていただきます。誠にありがとうございました。

- ・ふるさと納税 1億1635万円(4704名)
- ・指定寄附 100万円(1社)
- ・一般寄附 105万円(1名、1団体)

商工費 1億3913万円 (2.4%)

諸支出金 1億5260万円 (2.6%)

議会費 4805万円 (0.8%)

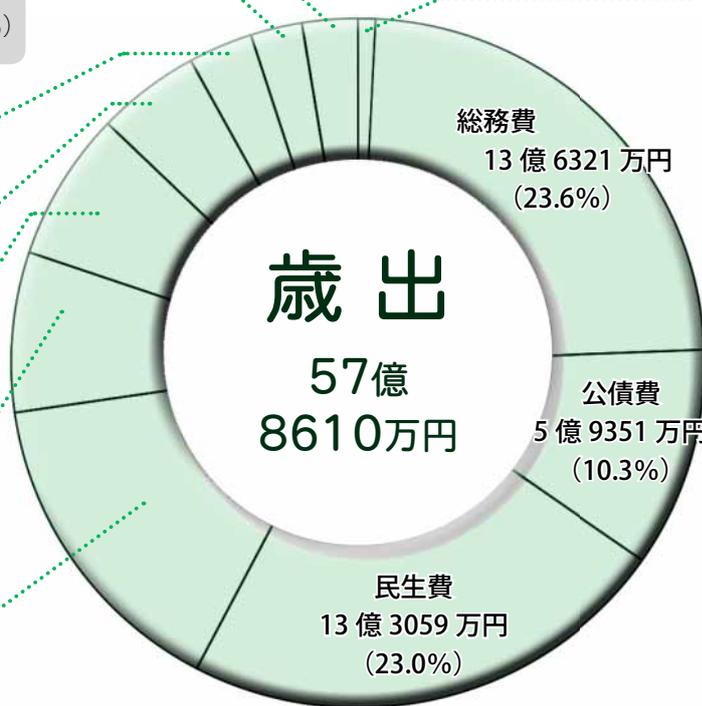
消防費 1億7167万円 (3.0%)

農林業費 2億7767万円 (4.8%)

衛生費 4億572万円 (7.0%)

教育費 4億3328万円 (7.5%)

土木費 8億7067万円 (15.0%)



総務費 13億6321万円 (23.6%)

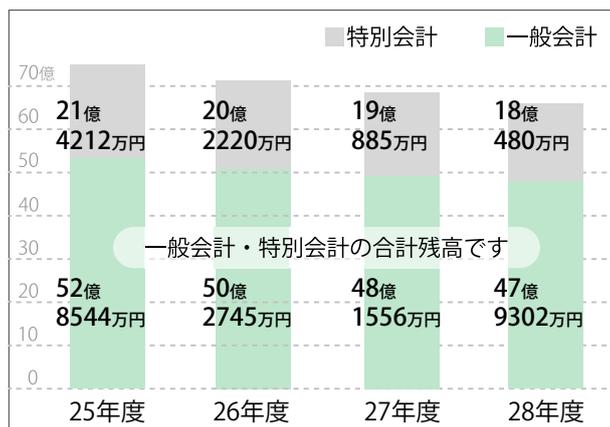
公債費 5億9351万円 (10.3%)

民生費 13億3059万円 (23.0%)

地方債の借入額と元利償還額の状況

	借入額	元利償還額 【()内は利子分】
25年度	7億7354万円	8億4111万円 (1億2184万円)
26年度	3億4056万円	8億3070万円 (1億1223万円)
27年度	3億7619万円	8億1592万円 (9980万円)
28年度	5億7796万円	7億9096万円 (8640万円)

地方債残高の状況



基金の状況

平成27年度末	現在高	16億3893万円
平成28年度	増額	1億6697万円
	減額	2億7704億円
平成28年度末	現在高	15億2886万円

基金とは、将来直面する多様な財政需要などに対応するため、毎年積み立てられているものです。平成28年度末の現在高は、1億1007万円減少し15億2886万円となりました。

平成28年度 特別会計決算状況

特別会計	歳入	歳出
① 国民健康保険診療施設特別会計	1億6432万円	1億4951万円
② 公共下水道特別会計	2億6597万円	2億6204万円
合計	4億3029万円	4億1155万円

平成28年度 企業会計決算状況

企業会計	収入	支出	差引	一般会計からの補助額	
③ 水道事業会計	収益	1億5969万円	1億6889万円	▲920万円	6369万円
	資本	4515万円	8043万円	▲3528万円	

これらの会計は、基本的に使用料などを主要な財源として事業を運営していますが、公益性や事業収支の実情から、一般会計からの繰入金によって収支の均衡を図っています。

③ 水道事業会計
私たちが安心して使用できる水を供給するために設置されている会計です。

② 公共下水道特別会計
日常生活に欠かせない公共下水道の整備や汚水処理のために設置されている会計です。

① 国民健康保険診療施設特別会計
町立国保診療所を運営するための会計です。

東神楽町には、次の3つの特別会計があります(平成28年度の決算額は表のとおり)。

特別会計とは、特定の事業を行う場合または特定の収入で事業を行う場合に、法律や条例に基づき、経理を他の会計と区別するために設置しているものです。

特別会計とは、特定の事業を行う場合または特定の収入で事業を行う場合に、法律や条例に基づき、経理を他の会計と区別するために設置しているものです。

平成28年度決算 地方債(借入金)の 残高状況など

公共事業を推進するために借り入れた地方債の平成28年度末残高は、一般会計が47億9302万円、特別会計が18億480万円、合計65億9782万円となっており、前年度末より1億2659万円減少しています。



POINT!

どうして借金をするの？ ≫≫世代間の公平性

例えば、学校や体育館など多額の経費を要する施設を建設する場合、建設年度内の一般財源では賄いきれないという現実もありますが、今後何十年にもわたり多くの住民が利用するであろう施設の建設経費を一部の住民だけが負担するのは不公平となってしまいます。将来にわたってその施設を利用する住民が借金である地方債を返済するという形で少しずつ負担することで世代間の公平が保たれるのです。

平成28年度決算 特別会計の 決算概要

平成28年度決算 まちの財政状況を お伝えします

東神楽町の主要財政指標

	25年度	26年度	27年度	28年度
① 財政力指数	0.361	0.365	0.373	0.383
② 経常収支比率	86.2	88.1	87.2	88.3
③ 公債費負担比率	13.9	14.3	13.5	13.8
④ 実質公債費比率	10.3	10.3	9.4	9.1

自

自治体の財政状況をさまざまな角度から分析し、その健全性を判断する目安になるものに財政指標があります。ここでは、①財政力指数、②経常収支比率、③公債費負担比率、④実質公債費比率の4つの指標の数値から、現在の東神楽町の財政状況を見てみましょう。

① 財政力指数

まちの財政力を示す指標で、標準的な行政活動に必要な経費を自らの収入（税金など）で賄うことができる割合を示しています。この数値が「1」に近いまたは「1」を超えるほど財源に余裕があるとされています。

財政力指数の数値が「1」を下回る自治体には、国から地方交付税が交付され、「1」を超える場合には、必要な財源を自力で調達できると判断されるため、地方交付税の不交付団体となります。

東神楽町の平成27年度の財政力指数は0.383。前年度より0.01増加しています。

② 経常収支比率

まちの財政構造の弾力性を示す指標で、毎年度決まって支払う義務的経費（人件費や公債費、公共施設の維持管理費など）が一般財源（使途が制限されていない収入）のうちどの程度の比率を占めているかで判断します。

この比率が低いほど、臨時的な経費や独自の政策のためにお金を使うことができ、臨時的な財政需要に対応できる余力があります。

るとされています。町村では70%程度が望ましく、75%を超えると財政の硬直化が進んでいるとされています（平成27年度全国市町村の平均90.0%）。

東神楽町の経常収支比率は88.3%で前年度から1.1%増加しています。

③ 公債費負担比率

10ページでお知らせした地方債（町の借入金）の返済額が、一般財源のうちどれくらいの割合を占めているかを表すものです。この数値が小さい方が財政への負担が少なく、一般的に15%を超えると財政硬直化の警戒ライン、20%以上になると危険ラインとされています。

東神楽町の公債費負担比率は13.8%。前年度より0.3%の増加となっています。

④ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計の地方債の返済額に、公営企業会計（公共下水道、水道事業）や一部事務組合（大雪消防組合、大雪清掃組合など）の地方債返済のために支出する一般会計からの繰出金や負担金を加えた返済額が、一般財源のうちどの程

度の比率を占めているかを示すものです。この比率が低いほど健全な財政運営が行われていると判断され、18%を超えると新たな地方債の発行にあたり国や道の許可が必要となり、25%以上で発行が制限されます。

東神楽町では、人口の増加に伴い、快適で住みやすい生活環境づくりや公共施設の整備など、さまざまなインフラ整備を行い、その財源の一部として地方債を活用してきました。このため平成18年度には、実質公債費比率が23%とピークを迎えましたが、平成18年に策定した『公債費負担適正化計画』に基づき将来負担の健全化に向けた取り組みを行い、平成28年度には9.1%と年々減少しています。



これらの指標は、町の財政状況をj知る『目安』の一つです。町では今後も限りある財源を最大限に有効活用し、住民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりに向けて努力を続けていきます。

財政健全化法に基づく東神楽町の財政状況

地 方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下『財政健全化法』という)が平成19年6月に成立・公布されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、基準比率以上となった場合には財政健全化計画などを策定する制度を定めるとともに、その計画の実施の促進を図り財政の健全化に資することを目的としています。

財政健全化法では、平成19年度決算から健全化判断比率等を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告、住民に対して公表することを義務付けています。

比率の算定となる東神楽町の会計区分

比率の算定区分 会計区分	一般会計	特別会計		一部事務組合、 広域連合 (※3)	地方三公社、 第三セクター等 (※4)
		公営企業会計			
		公営事業 (※1)	公営企業 (※2)		
① 実質赤字比率	○				
② 連結実質赤字比率	○	○	○		
③ 実質公債費比率	○	○	○	○	
④ 将来負担比率	○	○	○	○	○
⑤ 資金不足比率			○		

右記の指標のうち、①～④のいずれか1つでも早期健全化基準を超えた場合は、『早期健全化計画』となり、財政健全化計画の策定が義務付けられ、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。

さらに、①～③の指標のうち、いずれか1つでも財政再生基準を超えると『財政再生計画』となり、財政再生計画の策定が義務付けられ、地方債の起債制限を受けるなど、国等の関与による確実な再生が求められます。

また、⑤の比率が経営健全

早期健全化・再生に関する指標

(単位：%)

区分	平成28年度 決算数値	早期健全化 基準	財政再生 基準
① 実質赤字比率	—	15.0	20.0
② 連結実質赤字比率	—	20.0	40.0
③ 実質公債費比率	9.1	25.0	35.0
④ 将来負担比率	13.7	350.0	

公営企業の経営健全化に関する指標

(単位：%)

区分	平成28年度 決算数値	経営健全化基準
⑤ 資金不足比率		
水道事業会計	—	20.0
公共下水道特別会計	—	20.0

化基準を超えると、当該公営企業について経営健全化計画の策定が義務付けられ、経営の健全化が求められます。

【上表の会計区分詳細】

※1 国民健康保険特別会計
 診療施設勘定

※2 公共下水道特別会計
 水道事業会計

※3 大雪清掃組合、大雪消
 防組合、大雪葬斎組合、
 大雪地区広域連合など

※4 東神楽町土地開発公社

① 実質赤字比率 $イ \div ア = -$ (※赤字額なし)

実質赤字比率とは、一般会計について、歳出に対する歳入の不足額を、標準財政規模(町の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模のこと)で割ったものです。

一般会計の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じていません(実質黒字比率6.47%)。このため『-』で記載しています。

東神楽町の標準財政規模

(ア) 32億1533万円

一般会計の実質収支額

会計名	歳入総額(1)	歳出総額(2)	翌年度に繰り越すべき財源(3)	実質収支額(4) (1)-(2)-(3)
一般会計	60億2343万円	57億8610万円	2905万円	(イ) 2億828万円

② 連結実質赤字比率 $[イ + ウ + エ + オ] \div ア = -$ (※赤字額なし)

連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字額と黒字額を合算した歳出に対する歳入の資金不足額を、標準財政規模で割ったものです。すべての会計において実質赤字および資金不足がないため、連結実質赤字は生じていません（連結実質黒字比率 9.71%）。このため『-』で記載しています。

東神楽町の標準財政規模	(ア) 32億1533万円
一般会計の実質収支額	(イ) 2億828万円

一般会計以外の特別会計（公営企業会計除く）

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源 (3)	実質収支額 (4) (1) - (2) - (3)
国民健康保険特別会計診療施設勘定	1億6432万円	1億4951万円	0円	(ウ) 1481万円

公営企業会計に係る特別会計

会計名	歳入額 (1)	歳出額 (2)	算入地方債 (3)	解消可能資金不足額 (4)	資金不足額・剰余額 (5) (1) - (2) + (3) + (4)
公共下水道特別会計	2億6597万円	2億6204万円	0円	0円	(エ) 393万円

会計名	流動資産 (1) ※5	流動負債 (2) ※6	算入地方債 (3)	解消可能資金不足額 (4)	資金不足額・剰余額 (5) (1) - (2) + (3) + (4)
水道事業会計	9901万円	1365万円	0円	0円	(オ) 8536万円

※5 貸倒引当金加算後の額 ※6 控除企業債、控除引当金等差引後の額

③ 実質公債費比率 $[A + B - C - D] \div [ア - C] = 9.1\%$

実質公債費比率とは、地方債の元利償還金や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で割ったもので、3か年の平均値です（単年度比率：H26 9.4%、H27 8.6%、H28 9.2%）。東神楽町の実質公債費比率は、11ページにあるように、年々減少に転じています。

区 分	平成28年度決算額
地方債元利償還金	(A) 5億9344万円
準元利償還金	(B) 1億7299万円
基準財政需要額に算入された公債費および準公債費	(C) 4億8750万円
公債費償還に係る特定財源	(D) 9719万円
標準財政規模	(ア) 32億1533万円

④ 将来負担比率 $[E - F] \div [ア - G] = 13.7\%$

将来負担比率とは、将来的に負担することが見込まれる実質的な負債額（将来負担額）を把握し、負債の償還に充てることができる基金などを差し引いた額を、標準財政規模を基本とした額で割ったものです。この数値が大きいほど、将来見込まれる負担が大きいことを示しています。

区 分	平成28年度決算額
将来負担額	(E) 71億7480万円
充当可能財源等	(F) 67億8840万円
標準財政規模	(ア) 32億1533万円
算入公債費等の額	(G) 4億875万円

⑤ 資金不足比率 $H \div I = -$ (※資金不足額なし)

資金不足比率とは、一般会計の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率のことです。公営企業ごとに算出することが義務付けられており、東神楽町では、公共下水道特別会計、水道事業会計の2つが該当します。いずれの公営企業会計も資金不足は生じていません（資金剰余比率…公共下水道 2.10%、水道事業 104.19%）。このため『-』で記載しています。

区 分	平成28年度決算額 (公共下水道特別会計)	平成28年度決算額 (水道事業会計)
資金不足額・剰余額	(H) 393万円	(H) 8536万円
事業の規模	(I) 1億8684万円	(I) 8193万円

いつまでもいきいきと暮らせるために・・・

ご利用ください！

介護予防・日常生活支援総合事業

お問い合わせ・申込み

健康ふくし課内 地域包括支援センター (☎ 83-5600)

東神楽町を含む大雪地区広域連合では、介護保険法改正に伴い、4月から介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。この事業は、今後一層進む少子高齢化社会においても、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう創設されました。

今までの介護保険や行政サービスに加え、新たに地域の支え合いづくりや、高齢者自身が『役割』や『生きがい』を持ち、介護予防に努めるための支援や助成を行っていますので、ぜひご利用ください。

また、町では介護予防に関する総合相談や支援計画の作成、転倒予防運動教室なども行っておりますので、お気軽に地域包括支援センターにご相談ください。



東神楽町高齢者基準緩和型通所サービス『あえるday』

介護認定を受けていない比較的元気な高齢者を対象とし、介護予防のための軽い運動やレクリエーション、送迎などを提供する通所サービスです。

- 対象：介護認定は受けていないが、足腰の不安や物忘れが多くなった、意欲がわかず元気がでなくなったなどの心配のある65歳以上の方で、町が行う基本チェックリストに該当する方が対象
- 利用日：1週間に1回（木または金曜日）
- 定員：1日20名まで
- 場所：交流プラザつつじ館（南2条西1丁目）
- 利用料：200円（送迎利用時は300円）
※お弁当を希望される場合は別途500円

《1日の流れ》

9:45～	お迎え（自主通所も可）
10:30～	受付・健康チェック
11:00～	脳トレ・体操など
12:00～	お食事・昼休み
13:30～	レクリエーション
14:30～	終了・お送り



お茶出しや会場の準備・片付けなどをお手伝いしてくれるボランティアさんも募集しています。（午前10時～午後3時）

高齢者交流サロンの活動費の一部を助成します

地域の高齢者が気軽に集まり、孤立を防ぎ地域内での支え合いを図ることを目的として、高齢者の自主的なサロン活動に対し、助成を実施します。

●対象：5名以上の高齢者による町民などの団体に、参加者同士のふれあい・支え合いを主目的としているサロン活動。（老人クラブなどの公的施設の使用料が免除されている団体を除く）

●助成要件

- ・開催頻度：月1回以上、年12回を下回らない回数
- ・開催時間：1回につき2時間以上
- ・活動内容：多様なものが対象。ただし特定の活動に限定された趣味・クラブ活動は対象外（想定される活動例：茶話会、会食、座談会・勉強会、軽体操・運動、レクリエーションなど）
- ・開設場所：自治会館、公共施設など継続して開催が可能な場所

●助成金額：運営費として700円/回（月額上限3,500円、年額上限33,600円）

●申請方法：地域包括支援センターに申請書を提出する必要があります。詳しくはお問い合わせください。

介護予防に関する講師を派遣します

地域の高齢者の団体が、介護予防・健康増進のための運動や認知症の予防等を目的とした講座を開催する際の講師を派遣します。

●対象：町内在住の主に65歳以上で構成される団体

●回数：1団体につき、月1回、1年度（4月～3月）につき3回まで

●時間：1時間程度

●人数：1回につき65歳以上の町民5人以上で、講師の派遣が可能となります。

●会場：依頼をする団体・グループで町内の会場をご用意ください

●費用：講師派遣部分にかかる費用は無料（※会場使用料などは自己負担になります）

●申請方法：地域包括支援センターに申請書を提出する必要があります。詳しくはお問い合わせください。

《派遣講師と指導内容の例》

理学療法士	足腰の筋力の向上をはかり、転ばない体づくりをめざします。
福祉レクリエーションワーカー	脳に適度な刺激を与え、楽しく脳の活性化をはかります
栄養士	転ばない体づくりに必要な栄養、食事を紹介します。
歯科衛生士	肺炎予防、認知症予防にも重要な、正しいお口のケア方法や口腔体操などを紹介します。
運動インストラクター	筋肉の緊張をほぐしながら血流を促すストレッチ運動や、自宅でできる運動の紹介をします。

困ったときは
お互い様！

できることから『ささえ隊』

ボランティアを
募集します！

日常生活の小さな困りごとに、無理なくできることから、ちょっとしたお手伝いをするボランティア隊です。利用会員（援助を必要とする方）とともに、この事業に協力をいただける、ささえ隊の隊員を募集しています。（活動例：ごみ出しや服のボタン付け、買い物の付き添い、掃除など。）ボランティアに関するお問い合わせは、東神楽町社会福祉協議会（☎83-5424）まで。





秋を 楽しもう!



ハロウィンパーティー ボランティア募集!

毎年開催されている人気イベント「東神楽ハロウィンパーティー」で、ボランティアとして参加し、外国の方と一緒にパーティーを盛り上げてくれる方を募集しています!
パーティー当日は、ボランティアの方も仮装してきてください!

- 日時 10月28日(土)午前11時～午後6時
- 場所 ふれあい交流館
- 内容 当日のアクティビティの説明やデモンストレーションの手伝いなど
- 問い合わせ・申し込み (10月13日(金)まで)
まちづくり推進課 (☎ 83-2113)

※託児はありません。
※事前打ち合わせがあります(日程は後日連絡)

第4回 東神楽ハロウィンパーティー

仮装してきてね!

- 日時 10月28日(土)午後3時30分～5時
- 場所 ふれあい交流館
- 対象者 町内の小学生(保護者同伴であれば、3歳以上のきょうだいも可)
- 参加費 1人300円(当日集金します)
- 申込方法 10月13日(金)までに
まちづくり推進課まで

問い合わせ
まちづくり
推進課
☎ 83-2113

第48回 総合文化祭

■町内園児・児童生徒音楽の集い

日時: 10月25日(水)午前9時～12時
場所: 東神楽中学校体育館

■一般作品展示

日時: 10月28日(土)午前10時～午後5時
10月29日(日)午前10時～午後3時30分
場所: これっと総合体育館

■音楽・芸能発表

日時: 10月29日(日)
午前の部 午前9時～12時
午後の部 12時30分～午後3時30分
場所: 総合福祉会館

■これっとまつり

日時: 10月29日(日)午前9時～12時
場所: これっと総合体育館

■問い合わせ■

総合文化祭実行委員会 (☎ 83-5407)
こども未来課 (☎ 83-5423)

その他の催し 10月29日(日)

【これっと総合体育館】

午前10時～午後3時 体験コーナー
午前10時～ チャリティー遊休品リサイクル
午前10時～ キッズフリマ
午後2時～ スキーおさがり感謝祭

【総合福祉会館】

午前10時～ 第9回新そばまつり
午前10時～午後1時 昼食引き換えコーナー

チャリティーの品物を募集します!!

期間 10月2日(月)～20日(金)
受付場所 総合福祉会館
(午前8時30分～午後5時15分)
※平日のみ
ふれあい交流館
(午前8時30分～午後8時30分)
募集対象 使用可能な家庭で使われずに眠っている品物(遊休品)。大型家電製品等は不可。小中学生用のスキー、スキー靴、ストック、スキーウェア。感謝祭当日は提供いただいた方から優先しておさがりをお持ちいただけます。

みんなで参加！

第4回 B&G 秋のチャレンジデー！

東神楽町、鷹栖町、愛別町の3町は秋の健康づくりイベントとして『第4回B & G秋のチャレンジデー』を開催します。基本的なルールは、5月に行われたチャレンジデー同様各町の参加割合を競うほか、3町による共通の種目を設け各種目のチャンピオンを決め、全体で順位付けを行います。

◆3町共通種目◆

- ・空缶積み上げ（3～4人で1チーム）
- ・新体力テスト（各男女、小学生以下の部、中学・高校生の部、一般（64歳以下・65歳以上）の部）
- ・短縄とび選手権（各男女、小学生以下の部、中学生の部、高校生以上の部）

◆東神楽町独自イベント◆

- ・ラジオ体操（ふれあい交流館、総合体育館）
- ・ウォークラリー

※詳しくは折り込みチラシをご覧ください。

10/9
(月・体育の日)



参加しませんか？ 全町ミニバレー大会

日時	11月12日(日) 午前9時試合開始
会場	これっと総合福祉会館
対象	町内在住の一般成人、町内在勤者、ミニバレー協会関係者
参加料	1チーム1,000円(1チーム6人以内) 男子の部、女子の部、混成の部(男女の構成は自由)の3ブロックで試合を行います。
申込み	募集チラシに必要事項を記入のうえ、参加料を添えて11月2日(木)までにこれっと総合体育館(体育協会事務局 ☎83-5423)または、ふれあい交流館(☎83-3741)へお申し込みください。

体育施設 無料開放！

期間	10月1日(日)～9日(月・祝)
時間	午前8時30分～午後9時 ※日曜日は午後5時まで
場所	これっと総合体育館 ▶1・2階アリーナ ▶トレーニングルーム ▶プレイルーム ▶卓球・柔道場 ▶これっとホール ふれあい交流館 ▶第1アリーナ ▶第2アリーナ
対象	町民の個人利用に限ります。 ※団体や町内勤務者で町外在住の方は通常の使用料となります。
その他	利用状況については、これっと総合体育館(☎83-5423)、ふれあい交流館(☎83-3741)にご確認ください。



健康 ひがしかぐらの の 食育

教えてくれたのは…
保健師 田中 笑佳

乳がん検診のすすめ

■乳がんにかかる女性が増えています

2016年がん統計予測では、年間9万人ががんにかかると推定され、40歳前後を境に、乳がんで亡くなる方が増え始めます。30歳から64歳までの働き盛り世代では、女性のがんによる死亡数の第1位となっています。若い年代の乳がんにかかる率は年々上昇しており、かかる方は少ないとはいえ、若いときから関心を持つことが大切です。

乳がんは唯一自分でも発見できる可能性のあるがんです。2年に1度の検診と月に1度の自己触診を行い、がんの早期発見をするとともに、自分の体を大切にする習慣を持ちましょう。

※2センチ以下、転移がない状態で発見された場合、90%以上は治癒が期待できます。

■自己触診のタイミング

- ・閉経前の方：月経終了後、1週間以内の乳房が柔らかい時期に行います。
- ・閉経後の方：毎月一定の日を決めて行います。

■自己触診の方法

- ① **見てみる**：鏡の前で両腕を上げたり、下げたりして、乳房や乳首をよく観察する。
 - ・ひきつれ、くぼみ、変色はないか。乳首がへこんだり、湿疹ただれはないか。
- ② **触ってみる**：仰向けに寝て、一方の手を頭の後ろにおきます。もう一方の手の指をそろえ、指のはらで乳房を上から柔らかくおさえるように触れます。
 - ・そろえた指のどれかに、ほかと異なった硬さのものが触れないか
 - ・わきの下も忘れずに触る。

《自己触診の図》



③ **しぼってみる**：乳首を軽くつまみます。

- ・異常な分泌液が出ないか

※もし異常に気が付いた時には早めに専門医の診察を受けましょう。

■乳がん検診の方法

- ① **マンモグラフィ**：乳房を挟んで平たくし、専用のX線装置で乳房全体を撮影します。触ってもわからない小さながんを発見できます。乳腺の濃度に影響を受けるので、濃度が密な人(40歳未満)においては異常がわかりにくいといわれます。
- ② **超音波(エコー)検査**：乳房に超音波をあて異常の有無を確認します。放射線を使わないので妊娠中も安心です。乳腺が密な人にも適しているといわれますが、検診の科学的な有効性はまだ確かめられておらず、国のがん検診には含まれていないため自己負担が発生します。
- ③ **視触診**：乳房を見て触って診断する方法です。

■検診はどこで、どのように受ける？

町では30歳以上の方の受診に対して助成を行っており、助成は2年に1度受けることができます。

- ・ **集団検診**：1月16日(火)・31日(水)、2月15日(木)、3月2日(金) ※役場への予約が必要です。
- ・ **個別検診**：平日と第1・3土曜日

※がんセンターへの予約が必要です。役場への連絡は不要です。

※日曜日は次の日程で健診を実施しています。

10月15日、12月10日、2月4日、3月25日

- ・ **費用**：50歳未満…1,900円、50歳以上…1,600円

※超音波検査を希望する場合は追加料金がかかります。

- ・ **場所**：旭川がん検診センター(☎0166-53-7111)

■がん検診無料クーポンについて

平成29年4月1日時点で40歳になる方に『がん検診無料クーポン』を郵送しております。3月31日までが期限ですので、ぜひこの機会に受診してください。

ほそめ先生と はじめての 花育

自然の色使い

暑さ寒さも彼岸までという言葉があります。朝晩の気温が急激に下がってきました。先日まで真っ赤に咲き乱れていたヒガンバナたちは、いつの間にか花が終わり、根元から緑色の冬葉がたくさん伸びてきました。毎年、いち早くカツラの葉は黄色に変わり、カルメラ焼きのような甘い香りが周囲に広がっています。この甘い香りと澄んだ空気が溶け合うと私にとって秋の空気の味になります。カツラの葉に続き、ブナやコマユミ、ニシキギ、モミジなどの葉も徐々に赤や黄に色付き始めています。紅葉の色付きは、適度な雨と日照量と温度でその鮮やかさは異なります。今年の色づきはいかがでしょうか。

子どものころ、体験学習で木の幹に聴診器を当てて、木の音を拾ったことがあります。「ゴー」という音が聞こえました。「この音は木の中を流れる水の音だよ」と先生に教えられました（実際は木々が風に揺れる音のようです）。その音は、木によって異なり、クヌギの木、ヤマザクラの木、ブナの木…一番音が大きく感じたのは、ブナの木でした。



ブナの木は、水をしっかり蓄えるといわれている植物です。ブナの木が多く茂る森は、おいしい水が湧き出るところが多くあります。ブナは、毎年多くの葉を枝いっぱいにつけます。その優しい緑色の葉は強い日差しを和らげ、森に柔らかい日差しを届けます。秋になると黄色く色付き、やがて根元に落ちていき

ます。根元に積もった落ち葉は、いつしか腐り、ふかふかの腐葉土になります。毎年落葉を繰り返して、ふかふかの腐葉土の層を作ります。この堆積した腐葉土の層が森の水を蓄え、我々においしい水を提供しています。美しいブナ林のある所に多くの飲料メーカーの採水施設があるのも納得できますね。

秋のブナ林を歩くと落葉により木漏れ日が多く、夏よりも林の中が明るく感じられます。1歩1歩、味わいながら、ゆっくりと歩くとスポンジの上を歩いているような優しい感覚に包まれます。ブナの根元はとても柔らかい腐葉土です。雨の日のブナの森に行くと、もっと不思議なことに出会います。ブナの灰白色の幹に雨水が集まり、勢いよく流れ落ちて根元に吸い込まれていきます。ブナの樹形は、水を幹に集めやすい形をしています。ブナは雨水を集め、根元の腐葉土のベッドにしっかりと水を蓄えます。ブナの木々の幹は、コケなどで覆われていることが多いのもうなずけます。

木々の葉は、最後の力を振り絞って燃える様に色付き、地に落ちていきます。その植物たちの思いのこもった自然の色使いを、ぜひ観賞してくださいね。



矢澤 秀成

Profile

現在は、兵庫県、新潟県、静岡県で花好きのマイスターを育成する授業を行い、さらに兵庫県、東京都、静岡県、鳥取県などで、子どもたちと世界に一つだけの花を咲かせる授業を行っている。また静岡県秩父宮記念公園や長野県善光寺、新潟県キラキラガーデンなどのガーデンナーとして活躍している。

子育て コラム

幼稚園との出会いまで

子どもたちが生まれてから幼稚園(集団)に入るまでの間は、家庭で家族とじっくり過ごす時間です。毎日の生活の中で、家族の愛情をたっぷり受け、安心して遊びながら少しずつ基本的な生活習慣を身に付け、楽しい生活を送ります。

幼稚園に入園し、教師との信頼関係をもとに、安心して園生活を送ることや夢中になって遊ぶこと、直接的な体験を通して学ぶことや友達と十分に関わることなどが、幼児期の生活で重要となります。幼稚園では、幼児期にふさわしい生活を送るために、家庭や地域と連携を図りながら、さまざまな経験や体験ができるように援助していきま



話を聞かせてくれたのは…

東神楽幼稚園 教諭

坪井 香奈江

す。また、遊びを通して子どもたちが身近な環境に主体的に関わりながら、教育の基盤となる心情、意欲、態度を育んでいくことが必要です。

■集団生活の楽しさを

家庭から幼稚園に入る時「行儀よくしなければいけない」、または「そんなことをすると先生に叱られる」などと家庭で話していませんか。せっかくお子さんが楽しみにしている気持ちが盛り上がり、逆に不安をつのらせることになりかねません。「幼稚園には友達がたくさんいて、楽しい遊びができる場所」などと話し、集団生活への期待をもたせるようにしてあげてください。



■いろいろな人との関わりを

3歳ごろから自発性が発達し、情緒が安定してくるようになると、人と関

わることの楽しさがわかるようになりま。隣近所のお子さんと遊ぶ機会を設けたり、あいさつをしながらいろいろな人との関わりを広げましょう。

■よい生活リズムを

(早寝・早起き・朝ごはん)

起床・洗顔・食事・排便などを一定の時間内にできるように、適切な生活習慣が身に付くと、一日の生活リズムがスムーズになり、心身ともに安心して気持ちよく過ごすことができます。また、朝食は一日の大切なエネルギー源です。必ず食べるようにしましょう。



■自分のことは自分で

自分の持ち物・衣服などは、自分で整理したり着脱できるように、一緒に取り組みながら具体的な方法を伝えたり、頑張った姿を認めて自信をもたせてあげてください。『自分でできた』という気持ち、また頑張ろうとする気持ちにつながっていきます。自分で頑張る気持ちを大切にしましょう。

■自分の名前を正しく

自分の名前を正しく言えますか。名前を聞かれたら、ニックネームではなく苗字と名前を言うようにしましょう。そして、名前を呼ばれたら、いつでも元気よく「はい」と返事ができるように、家庭でもお子さんに話しておいてください。



幼稚園では、子どもの発達に応じた取り組みをし、すぐには身に付かない生活習慣などでも、子どもたちの成長に寄り添い、長い目で見守っていきたいと思います。

家庭でも、お父さまやお母さまがお手本を見せながらお子さんと一緒に取り組み、頑張った時にはギュッと抱きしめてあげてくださいね。お子さんの力を信じて、みんなで力を合わせて、頑張りましょう。



10月

子育て・保健案内板

個 対象者へ個人通知 日 日時 場 場所 対 対象 内 内容 持 持ち物 申 申込 他 その他

お問い合わせ

【■】の行事については

健康ふくし課健康グループ ☎83-5431

【□】の行事については

こども未来課子育て支援センターぱれっと ☎83-3767

にこにこサロン

これっと・ぱれっとを親子のふれあいの場、友達づくりの場として開放しています。

場 ①これっと

②ぱれっと

日 ①【平日】午前9時30分～11時30分

【毎週火・木】午後2時～4時

②【平日】午前9時30分～11時30分

【毎週火・金】午後2時～4時

※事業のある日は中止となります。

乳幼児健診

日 10月4日(水)

12時40分～午後1時30分

場 役場庁舎 1階和室

対 4か月～6か月児

内 計測、問診、小児科診察、
保健・栄養相談、子育て相談

持 母子手帳、『お子さんの一日の生活』、子育てサポートファイル
『えんじん』、タオル

すくすく広場

日 10月11日(水)

午前10時～11時30分

場 ぱれっと

対 0歳児と保護者

内 総合文化祭制作

申 10月4日(水)午前中までにこども
未来課まで

他 持ち物など、詳しくはわくわく便り
をご覧ください。

にこにこサロン★志比内

日 10月19日(木)

午後1時5分～2時10分

場 志比内小学校

対 0歳～就学前児と保護者

申 志比内地区以外で参加される方は、
事前にぱれっとまでご連絡ください。

助産師健康相談

日 10月19日(木)

午前9時30分～11時30分

場 役場庁舎 1階和室

対 妊婦、0歳児、0歳児の保護者

内 育児相談、母乳相談

持 母子手帳、タオル(母乳相談希望の方)

子育て教育相談

子育てや教育に関する不安・悩みの相談を受けます。あわせて、親子のふれあいの場として『わくわく広場』も開設しています。

日 10月23日(月)

午前9時30分～11時30分

場 ぱれっと

内 認定こども園花の森の先生のお話

※10月生まれの誕生会を実施後、
認定こども園花の森に移動します。

よちよち広場

日 10月16日(月)午前10時～11時30分

場 これっと

対 1歳児と保護者

内 総合文化祭制作

申 10月4日(水)午前中までにこども未来課

わくわく教室

日 10月25日(水)

午前10時～11時30分

場 ぱれっと

内 ハロウィンパーティー

申 10月2日(月)～18日(水)午前中まで
にこども未来課まで

対 0歳児～就学前児と保護者

他 当日は仮装をして来てください。
詳しくはわくわく便りをご覧ください。

これっと・ぱれっと健康相談

日 ①10月27日(金) ②10月31日(火)

午前9時30分～11時30分

場 ①これっと総合体育館

②ぱれっと

対 全町民

内 血圧・体脂肪・体重測定、
保健・栄養相談、歯科相談(①のみ)

持 母子手帳、健康手帳

のびのび広場

日 10月18日(水)午前10時～11時30分

場 これっと

対 2歳以上児と保護者

内 総合文化祭制作

申 10月4日(水)午前中までにこども未来課

※こども未来課子育て支援センターが行う行事については

『わくわく便り』に詳細を記載していますので、合わせてご覧ください。



INTERVIEW

まちで話題の旬の人をご紹介します。

国際交流をもっと身近に

えんどう みつこ
遠藤 全子 さん

HOC (Higashikagura Omotenashi Club) 代表

1978年生まれ 39歳

趣味：読書

特技：テナーサックス

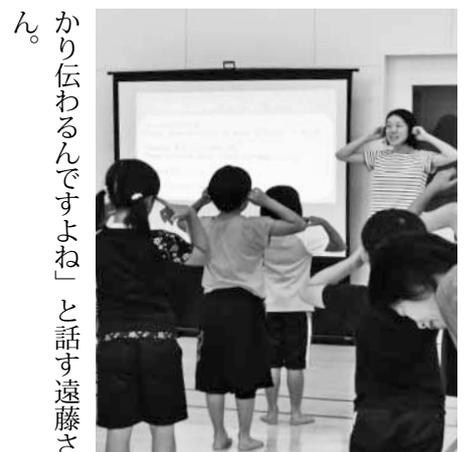
「日本人と外国人の間にある壁を取り払うために、何か行動をしたいと思ったのが、HOCを立ち上げたきっかけです」。そう話すのは、HOC (Higashikagura Omotenashi Club) の代表の遠藤全子さん。

HOCとは、国際交流やおもてなしをテーマに活動をしているボランティア団体で、現在のメンバーは13人。旭川空港での海外からの観光客歓迎イベントや、放課後子ども教室での英会話を取り入れた活動、図書館での英語の絵本読み聞かせなど、その活動内容はさまざまです。

「どのイベントもとても楽しく開催させてもらっています。参加している方から毎回元気をもらっているような感じですね。イベントには子どもの参加者が多いのですが、楽しそうにHOCの活動に参加してくれている姿を見ると、もっと頑張ろうと思えます」と遠藤さんは話します。

8月に台湾の景興国民中学校が来町した際には、HOCが中心となり、日本の文化に触れる体験プログラムを行いました。

「当日は高齢者大学のあやめ学園さんの協力もあり、無事受け入れることができました。台湾の中学生も日本の中学生と何ら変わらず、はしゃぐ姿がとても可愛かったです。言葉は互いにわかりませんが、身振り手振りで思いを伝えあえました。言葉がなくても、しっ



かり伝わるんですよ」と話す遠藤さん。

10月28日の第4回東神楽町ハロウィンパーティーに向けて行われるパンプキンカービングは、HOCが主体となっ

て行われます。「パンプキンカービングは個人でやるには大変な作業ですので、この機会にぜひ参加してもらいたいです。楽しみながら海外の文化に触れてほしいですね。スタッフでアイデアを出し合い、万全の態勢で皆さんをお待ちしています」と話します。

最後に町民へのメッセージについて何うと『国際交流』と聞くと、どうしても難しく捉えてしまうかもしれないですが、そんなことはありません。海外の人と話すときも、言葉の壁を気にせず、積極的に交流してもらいたいと思います。また、現在HOCはメンバーを募集しています。活動に少しでも興味がある方がいましたら、気軽に声をかけてもらえれば嬉しいです」と笑顔で話してくれました。

Information

暮らしに役立つ情報を
皆さんのもとにお届けします



10月

まちの情報案内板

- 役場 ☎83・2111
- 国保診療所 ☎83・2423
- 総合福祉会館 ☎83・2606
- これつと総合体育館 ☎83・5423
- ふれあい交流館 ☎83・3741
- 東神楽町図書館 ☎83・4646
- 交流プラザつつじ館 ☎83・2082
- 大雪消防組合東消防署 ☎83・0119



お知らせ

**始まります
秋の火災予防運動**

大雪消防組合東消防署 ☎83-0119

10月15日(日)から31日(火)まで

『火の用心 ことばを形に 習慣に』を統一標語に、全道一斉に秋の火災予防運動が行われます。

これからの時期は暖房器具を使用することが多くなります。使用の際には十分注意し、火事を起こさないようにしましょう。

なお、火災予防期間中、消防団員が皆さんのお宅を訪問し、防火を呼び掛けますので、ご協力をお願いします。

【暖房器具使用の注意】

- ① 使用する前には、必ず点検・整備をしましょう。
 - ② カーテンなどの燃えやすい物の近くや物が落下する場所での使用はやめましょう。
 - ③ 火をつけたままの給油や移動は絶対にやめましょう。
 - ④ 外出・就寝時などは完全に消火したことを確認しましょう。
 - ⑤ カートリッジ式の灯油ストーブは、燃料タンクのふたを完全に閉めましょう。
- また、住宅用火災警報器をまだ設置されていないご家庭は、早急な設置をお願いします。既に

設置済みのお宅は、定期的な点検と管理をお願いします。

お気軽にとつぞ心配ごと相談

社会福祉協議会 ☎83-5424

毎日の生活の中のものごとした困りごとや悩みごとについて、心配ごと相談員がお話しをうかがいます。相談は無料で、相談の内容は個人の秘密として固く守られます。

■ 日程 10月19日(木) 午後1時～4時

■ 場所 役場庁舎 健康相談室

ご協力ください 赤い羽根共同募金

社会福祉協議会 ☎83-5424

赤い羽根共同募金運動が『じぶんの町を良くするしくみ』をメインテーマに、10月1日から全国一斉にスタートします。共同募金は、社会福祉法に基づいて行われる民間最大の募金運動です。

住民の皆さんから寄せられた募金の約70%は、町内の社会福祉事業のために使われています。残りの30%は道内の民間社会福祉団体や福祉施設に助成され、福祉活動の重要な財源となっています。

町税・各種保険料の納期限

10月31日(火)	■ 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料(第4期分)
11月30日(木)	■ 町道民税・固定資産税・都市計画税(第3期分)
	■ 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料(第5期分)

納期限を過ぎてから納められる場合、延滞金がかかることがありますので、納期限までに完納くださるようお願いします。また、病気・負傷・失業・事業の倒産などにより生活が著しく困窮した場合や災害により被害を受け納期限までに納めることが困難な場合には、税務課収納対策グループまでご相談ください。

■ 問い合わせ 税務課収納対策グループ(☎83-5404)

ほくおう アレコレ 土曜相談会

すべての「知りたい」「聞きたい」にお答えします

ほくしんとお取引のない方も気軽にお立ち寄りください！ローンをはじめとした金融全般のほか、年金の専門家(社会保険労務士)も皆さまのお越しをお待ちしております！相談を希望される方は、**北央信用組合 東神楽支店**までご連絡ください。

- 日時 10月28日(土) 午前10時～午後3時
- 場所 東神楽町商工会
- 相談料 無料



■ 問い合わせ・申込み 北央信用組合 東神楽支店(☎83-2141)

【有料広告】

また、共同募金は災害にも使われています。大規模な災害が起こった時の備えとして、各都道府県の共同募金会では、募金額の一部を『災害等準備金』として積み立てています。この積み立ては、昨年、南富良野町で起きた大雨台風災害においても、災害ボランティアセンターの立ち上げや運営資金として活用されました。

共同募金運動に皆様のご理解とあたたかいご協力をよろしくお願いいたします。

**参加してみませんか
スローペース家族のつどい**
健康ふくし課 ☎83-5431



また、共同募金は災害にも使われています。大規模な災害が起こった時の備えとして、各都道府県の共同募金会では、募金額の一部を『災害等準備金』として積み立てています。この積み立ては、昨年、南富良野町で起きた大雨台風災害においても、災害ボランティアセンターの立ち上げや運営資金として活用されました。

共同募金運動に皆様のご理解とあたたかいご協力をよろしくお願いいたします。

献血にご協力ください
健康ふくし課 ☎83-5431
■期日 10月15日(日)

北海道の最低賃金の改定
北海道労働局労働基準部賃金室
☎011-543-2311

北海道内で事業を営む使用者およびその事業場で働くすべての労働者（臨時、アルバイトなどを含む）に適用される最低賃金が次のとおり改定されます。

■最低賃金額 時間額810円
■発効日 平成29年10月1日

場所・時間 ベストム前
①午前9時30分～12時
②午後1時10分～4時30分
※服薬と献血について
・当日服薬でも献血可能な薬：血圧、コレステロール、鼻炎尿酸を下げる薬（痛風）など
・当日服薬してなければ献血可能な薬：痛み止め、風邪薬（市販）など
・服薬中止後から3日間不可な薬：抗生物質、血糖値を下げる薬、精神安定剤など
※詳細は問診でお尋ねください。

**特認校・山村留学校
志比内小学校公開**
志比内小学校 ☎96-2146

志比内地域外からの就学、親子での山村留学が可能な特認校・山村留学校である志比内小学校の授業の様子を次のとおり公開します。また、参加いただいた皆さんには、就学や山村留学などについて説明しますので、多数の参加をお待ちしています。

【学芸会公開】
■日時 10月15日(日)午前9時～
【志比内の子餅つき公開】
■日時 12月3日(日)
■場所 いずれも志比内小学校
午前10時30分～

志比内地域外からの就学、親子での山村留学が可能な特認校・山村留学校である志比内小学校の授業の様子を次のとおり公開します。また、参加いただいた皆さんには、就学や山村留学などについて説明しますので、多数の参加をお待ちしています。

志比内地域外からの就学、親子での山村留学が可能な特認校・山村留学校である志比内小学校の授業の様子を次のとおり公開します。また、参加いただいた皆さんには、就学や山村留学などについて説明しますので、多数の参加をお待ちしています。

志比内地域外からの就学、親子での山村留学が可能な特認校・山村留学校である志比内小学校の授業の様子を次のとおり公開します。また、参加いただいた皆さんには、就学や山村留学などについて説明しますので、多数の参加をお待ちしています。

ご協力ください
給与所得の町道民税は特別徴収で

◆特別徴収とは

町道民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように事業者（給与支払者）が毎月、町道民税の納税義務のある従業員（パート・アルバイトを含む）に支払う給与から町道民税を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。

◆特別徴収のメリット

税額計算は町で行いますので所得税のように事業者が税額計算や年末調整をする必要はありません。

従業員の方が金融機関などで納税に向く手間を省くことができます。

自分で納付する普通徴収は年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので1回あたりの税負担が少なくなります。

◆特別徴収の事務

5月中旬に事業者あてに特別徴収税額決定通知書と納付書を送付します。その税額を毎月給与から徴収し、翌月の10日までに納付書で納入していただきます。

◆その他

従業員の就職などにより、年の途中から特別徴収に切り替えることもできます。

給与から所得税の源泉徴収がされている方で、町道民税が特別徴収となっていない方は勤務先の給与事務をしている方に特別徴収できないか相談してください。



■問い合わせ 税務課課税グループ(☎83-2119)

テーマは『仕事』！
B&G やらかし川柳を募集します

地域の健康づくりやコミュニティの活性化を支援しているB & G財団（東京都港区）では、おもしろ、おかしい失敗体験を川柳にした作品を募集します。五・七・五のリズムにのせて、ちょっと愉快的な失敗経験を、みんなで明るく共有しながら人の輪を広げることを目的としています。

ご応募いただいた作品は、B & G財団の公式サイト内『今日のB & G やらかし川柳』ページで、毎日1作品ずつ（土日祝日を除く）紹介します。また、その中から毎月抽選で5名様にB & GオリジナルTシャツをプレゼント。さらに、年間最優秀作品には『BEST OF やらかし賞』として、10万円相当の豪華景品を贈呈します。

※『BEST OF やらかし賞』は、該当する作品が無い場合は『該当なし』とさせていただきます。



応募フォーム



B & G オリジナルTシャツ
(サイズ：S・M・L・XL)

- テーマ 『仕事』
- 募集期間 平成29年10月1日～10月31日
- 発表期間 平成29年11月1日～11月22日
(土日祝日を除く)
- 募集対象 どなたでもご応募できます
- 応募内容
 - ・テーマに沿ったオリジナル川柳
 - ・作品解説（100字以内）
 - ・ペンネーム
 - ・必要事項（氏名・住所・電話番号・メールアドレス・Tシャツサイズ）
- 募集方法 応募内容を記入のうえ、下記のいずれかの方法でご応募ください。
 - ①公式サイトのお応募フォーム
 - ②ハガキでのお応募（〒105-8480 東京都港区虎ノ門3-4-10 虎ノ門35 森ビル9F B & G財団 広報課宛）
- 選考 B & G財団 広報課
- その他 応募作品の著作権はB & G財団に帰属します。また、お送りいただく個人情報につきましては、回答の依頼及び事務連絡以外に使用することはありません。

※メールアドレスをご記入いただいた方には、財団の最新情報（メルマガ）をお送りします。

■問い合わせ B & G財団 広報課 (☎03-6402-5312)

こんなときは年金の届出を

就職、退職、結婚などによって被保険者の資格などの種類が変わることがあります。届け出をしなかったために将来年金が受けられなくなる場合がありますので、届け出は忘れずに行いましょう。ご不明な点は、くらしの窓口課戸籍グループまでお問い合わせください。



被保険者の資格などに関する届出

こんなときは	ここで（届出先）	こうしましょう
20歳になったとき	第1号被保険者⇒市区町村 第3号被保険者⇒配偶者の勤務先	厚生年金加入者以外は国民年金に加入の手続きをする（平成27年10月から共済年金は厚生年金に一元化されました）
会社を退職したとき	市区町村	国民年金に加入の手続きをする
配偶者の扶養になったとき	配偶者の勤務先	第3号被保険者への種別変更の手続きをする
配偶者の扶養からはずれたとき	市区町村	第1号被保険者への種別変更の手続きをする
年金手帳をなくしたとき	第1号被保険者⇒市区町村 第3号被保険者⇒旭川年金事務所	再交付の手続きをする

■問い合わせ・申込み くらしの窓口課戸籍グループ (☎83-5401)

町営住宅の入居者を募集します

<p>■募集住宅</p> <p>①【高齢者・身体障がい者世帯向け】緑町団地96-1棟(南1条東2丁目) 1戸(4階建の1階)2LDK(63.36㎡)建設年度 平成7年度</p> <p>②【一般世帯向け】緑町団地96-2棟(南1条東2丁目) 1戸(4階建の3階)3LDK(79.20㎡)建設年度 平成7年度</p> <p>③【一般世帯向け】緑町団地06棟(南1条東2丁目) 1戸(2階建の1階)2LDK(63.20㎡)建設年度 平成18年度</p> <p>④【高齢者・身体障がい者世帯向け】ひじり野西団地(ひじり野北1条6丁目) 1戸(2階建の1階)2LDK(64.61㎡)建設年度 平成20年度</p> <p>⑤【一般世帯向け】忠栄団地09棟(19号南2番地) 1戸(1階建の1階)3LDK(77.52㎡)建設年度 平成21年度</p>	<p>■申し込み</p> <p>建設水道課にある申込書(町ホームページからダウンロードできます)に必要事項を記入押印のうえ、提出してください。</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入居を希望される方全員の住民票(別居中の方が同居する場合は、その方の戸籍謄本または抄本) 入居を希望される方全員の平成29年度所得証明書(平成28年分の源泉徴収票などでも可) <p>※上記のほかにも添付書類が必要な場合がありますので、お問い合わせください。</p>
<p>■家賃</p> <p>月額 19,600円～36,800円(住居や入居者の所得により異なる)</p> <p>※緑町団地06棟、ひじり野西団地08棟および忠栄団地09棟は、暖房機および電気コンロのリース料が別途かかります。</p>	<p>■入居者資格</p> <p>次の全てに該当し収入が収入基準に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> 同居する親族があること(60歳以上の者など規則で定める者を除く) 現に住宅に困窮している 税や使用料などを滞納していない 入居しようとする者全員が暴力団員でない <p>【高齢者・身体障がい者向け住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記条件全てに該当し60歳以上の者、または身体障害者手帳(1級～4級)の交付を受けている者がいる世帯
<p>■受付期間</p> <p>平成29年10月6日(金)午前8時30分～10月17日(火)午後5時15分まで</p>	
<p>■注意事項</p> <p>募集戸数を超える申し込みがあった場合は、入居者選考委員会により決定する予定です。郵送される場合は、必ず特定記録郵便でお送りください(最終日必着とします)。</p>	
<p>■収入基準</p> <p>入居者全員の合計所得月額 158,000円以下(裁量階層世帯は214,000円以下) (合計所得の月額とは、収入額より税法上の所得額を算出して、次に該当する控除額を差し引き、12カ月で割った金額です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 親族控除 1人につき380,000円 老人扶養親族控除 1人につき100,000円 特定扶養親族控除 1人につき250,000円 寡婦(夫)控除 270,000円 特別障がい者控除 1人につき400,000円 ※寡婦(夫)控除については、所得が270,000円未満のときはその所得金額とする。 障がい者控除 1人につき270,000円 	

■問い合わせ・申込み 建設水道課管理グループ(☎83-5413)

農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金)について

◆農業次世代人材投資事業(準備型)

就農に向けた研修(農業大学校など北海道が指定する学校および農業研修機関)を受ける方への交付金です。

- ・給付は最長2年間で、年間150万円
- ・研修終了後、原則45歳未満で独立・自営就農または雇用就農する方に対して交付金を交付

※その他にも要件などありますので、活用の予定がある方は必ず事前に産業振興課まで相談願います。

◆農業次世代人材投資事業(経営開始型)

独立・自営就農時の年齢が45歳未満の認定新規就農者(自らが農業経営者として、農業経営の目標などを記

した青年等就農計画を作成し町の認定を受けた方)に対する交付金です。

親からの経営継承(親元就農から5年以内)や、親から独立した部門の経営を行う場合も対象になります。

- ・給付は最長5年間 年間最大150万円
- ・所得が100万円を超える場合は金額に応じて交付金が減額

※その他にも要件などありますので、活用の予定がある方は必ず事前に産業振興課まで相談願います。



農業次世代人材投資事業の給付を受けるにあたり、詳細な交付要件があります。詳しくは産業振興課まで。

■問い合わせ 産業振興課(☎83-2114)

2次募集!

地域の活性化や課題解決のための活動を助成します

この補助事業は、自主自立のまちづくりの推進を図るため、地域の活性化および地域における課題の解決を図るために町民団体が自主的に取り組む活動を支援するものです。

■補助対象団体

地区公民館または次の要件を満たす団体。

- ①文化、体育、教育、福祉、地域振興、その他の地域的な課題に取り組む非営利活動を行う団体で、活動拠点が町内にあり町内で活動する団体
- ②5名以上で構成され、町内在住者が構成員の5割以上を占める団体
- ③政治活動、宗教活動および営利活動を目的としない団体

■補助対象事業

補助対象団体が行う自主的な活動で、地域の活性化および地域における課題の解決を目的とした事業。

(例：地域の防災・防犯用品の購入、伝統文化・技能などの継承、イベントや学習会および交流会などの開催経費(団体の構成員以外の町民も広く参加が可能なもの)など)

ただし、次に掲げるものは除きます。

- ①事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
- ②国、道または町のほかの補助金などの交付を受けている事業
- ③その他、町長が適当でないと認めた事業

■補助対象経費

補助対象事業に直接必要な経費が対象経費となります。ただし、次に掲げるものは除きます。

- ①団体の維持運営に要する経費
- ②団体構成員の人件費及び謝礼
- ③食糧費
- ④当該事業のみで使用されることが確認できない経費
- ⑤不動産の取得経費
- ⑥その他、町長が適当でないと認めた経費

■補助金の額

補助対象経費から事業の実施に伴う収入を除いた額。

【限度額：20万円】

■申請手続き

申請に当たっては、団体の構成員名簿および規約・会則などの確認できる書類をご用意の上、事業の内容を簡潔に取りまとめ、事前にまちづくり推進課へご相談ください。ホームページから『事前相談書』の様式をダウンロードできます。

提出期限：平成29年10月27日(金)

※この補助事業は、東神楽町へのふるさと納税(寄附金)を財源に新設されました。

■問い合わせ・申込み まちづくり推進課(☎83-2113)

中山間地域等直接支払制度について

●中山間地域等直接支払制度とは

農業生産条件の不利な中山間地域などにおいて、集落などを単位として、農用地を維持管理していくための取り決め(協定)を締結し、それに従って農業生産活動などを行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

●北海道知事特認基準とは

農業生産条件が不利な農用地として北海道知事が定める特認基準

1. 北海道知事特認基準の内容

- (1) 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上であること
- (2) D I D(人口集中地区『旭川市』)からの距離が30分以上であること
- (3) 人口の減少率(平成17年～22年)が3.5%以上または人口密度150人/k㎡未満であること

- (4) センサス集落の属する市町村の財政力指数が0.42以下であること

2. 対象となる農用地を有するセンサス集落(行政区)

中央7・8・9・10・11区、忠栄1-2・2・3・4区、稲荷1・2区の約490ha

3. 対象農用地

急傾斜の田(傾斜1/20以上)

4. 交付金の使途

対象農用地を管理する農業者個人への交付と、町全体で行う共同取組活動(農地を守り農業生産活動を継続し、農地の持つ多くの機能を増進させる)として活用します。

東神楽町では、北海道知事特認を受け平成27年度から中山間地域等直接支払制度に取り組んでいます。

■問い合わせ・申込み 産業振興課(☎83-2114)

雄大な大雪山連峰をいただく…。

大雪霊園

規格墓所、自由墓所 好評受付中

< 墓所 2,476 区画 >

残区画数 725

【規模】・総面積 /39,410.48㎡ ・墓所面積 /17,085.5㎡ ・墓所総数 /2,476 区画 ・墓所種類 /6 種類

【住所】
上川郡東神楽町東1線12号
東神楽12号バスセンターより3km

「に区画」限定モデル

規格墓所 (48 区画)

洋式型 [5㎡] タイプ

- 墓石工事標準価格 648,000円
- 区画利用負担金 433,250円
- 永代使用料 30,000円
- 永代管理手数料 89,100円
- 【合計】1,200,350円(税込)



※上記石碑は標準仕様のイメージとなります。
※標準仕様は『敷砂利』となりますが『板張り』に変更可能です。
建立時：86,400円(税込) 建立後：108,000円(税込)

平成29年10月5日(木) 午後1時から受付開始 ※先着順
(東神楽町役場1階くらしの窓口課)

※当日、午前10時から整理券配布

石碑タイプの標準仕様(「に区画」限定モデル)

外柵・お供物台・敷石・敷砂利・花立て・ローソク立て・線香立て・唱名または
家名等の彫刻・家紋彫刻・建立者名彫刻・建立年月日の彫刻・法名字彫刻2名分

規格墓所

和式型 [5㎡] タイプ

外柵門柱付延石・お供物台・敷石・敷砂利・法名字彫刻2名分

- ◆ 8寸角三段型
- 墓石工事標準価格 507,000円
- 区画利用負担金 350,000円
- 永代使用料 30,000円
- 永代管理手数料 89,100円
- 【合計】976,100円(税込)



好評受付中

規格墓所

和式型 [6㎡] タイプ

外柵門柱付延石・お供物台・敷石・敷砂利・法名字彫刻2名分

- ◆ 9寸角三段型
- 墓石工事標準価格 603,000円
- 区画利用負担金 420,000円
- 永代使用料 36,000円
- 永代管理手数料 106,920円
- 【合計】1,165,920円(税込)



好評受付中

自由墓所

[12㎡] 土地のみ

- 区画利用負担金 840,000円
- 永代使用料 72,000円
- 永代管理手数料 213,840円
- 【合計】1,125,840円(税込)

[7.5㎡] 土地のみ

- 区画利用負担金 525,000円
- 永代使用料 45,000円
- 永代管理手数料 133,650円
- 【合計】703,650円(税込)

【墓所の申し込み手続きについて】

■ 申込みに必要な書類など

- ① 墓所使用許可申請書
- ② 使用者の住民票(一人のもの) ※ 本籍・筆頭者の記載のあるもの
- ③ 印鑑(認印・三文判でも可)
- ④ 料金(墓石工事費は後日)
- ⑤ 誓約書(自由墓所を希望する場合のみ)

※ 10月5日(木)から数日間は受付窓口の混雑が予想されます。手続きにも時間を要するため、来庁の際は、時間に余裕をもってお越しください。なお、時間に余裕がない場合には、先に区画を押さえてから(仮申請)、後日本申請の手続きを行うこともできます。

区画の申込・お問い合わせ

東神楽町役場くらしの窓口課

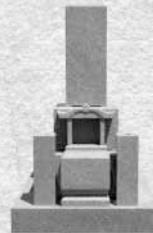
〒071-1592 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号
☎(0166)83-5402(直通) (0166)83-2111(代表)

大雪霊園指定

大雪霊園に墓石建立の方は
一般社団法人 大雪霊園石材協会
加盟店におまかせください。

東神楽石材協同組合	
清水大理石工業(株)	
(株)いずみガーデン東神楽営業所	
緑陽産業(株)東神楽営業所	
(株)三和石材東神楽営業所	

旭川石材協同組合	
(有)旭石材工業	
(株)伊藤家石材店	
(有)神谷石材工業	
(有)川合石材店	
(有)佐々木石材工業	
(有)島田石材工業	
多磨石材工業	
(有)ちかぶみ石材	
早川石材工業(株)	
(有)松友石材工業	



墓石の申込・お問い合わせ

一般社団法人 大雪霊園石材協会

〒070-0038 旭川市8条通17丁目85番地1
☎(0166)73-4686 FAX(0166)25-0430

【有料広告】

地域おこし協力隊が行く!

9月の活動報告

この10月で、地域おこし協力隊として勤務して一年が経過します。目先の業務にバタバタしている内のあつという間の一年だったと感じますので、残り一年半はしっかり爪痕を残さなければ、と鼻息の荒い今日このごろです。

9月には、個人のイベントとして『上川・Walk Around』と銘打ち、10日間で上川エリア200kmを、東神楽町の名産品をPRしながら歩く企画を立案しました。9月5日～9日のVol.1では東神楽町から士別『満天の星の丘』までの101kmを、9月19日～23日のVol.2では東神楽町から南富良野町『かなやま湖畔キャンプ場』までの114kmを歩き

ます。この記事執筆中の現在は出発前で、各種メディアのPRにいそしんでいる真っ最中ですが、広報が皆さまの手元に届くころには既にすべての旅は終わっています。痛い足を引きずりながらも、全行程クリアの達成感と共に上川エリアの魅力に触れた喜びで満たされている事でしょう。今回のイベントを通して成長し、東神楽町のPRができるよう、今後もチャレンジしていきます。



小島 茂

Profile

1963年大阪生まれ。幼少時代は奈良県で過ごし、結婚を機に再び大阪へ。縁あって北海道に来ることになった際には、大阪から車でキャンプ場を巡り北上してくるほどのアウトドア好き。飲食業界や通信業界の仕事を経て、東神楽町の地域おこし協力隊員として勤務。趣味は映画鑑賞、特技はギターなどの楽器演奏。

ある日のこと…



リーセク・リアナ

Profile

1994年にカナダのモントリオールで生まれ、トロントで育つ。大学では心理学を専攻し、英語とフランス語に精通。大学に在学中、日本から来ていた交換留学生に日本の話を聞き、日本に興味を持ち、ALT(外国語指導助手)として初めて来日した。2016年から東神楽町で勤務している。趣味は料理で、特に野菜のみを使ったベジタリアン料理が得意。

くしゃみ



大学時代、日本人留学生の友人と、英会話の練習をしていたときのこと。ある日、友人が不意にくしゃみをしたとき、私はとっさに「Bless you!」(お大事に!)という言葉で返しました。すると友達は、「何でくしゃみが出ると、皆がその言葉をかけるの?」と聞いてきました。文化の違いを感じて、一緒に笑い合ったことを覚えています。

世界中のいくつかの国では、くしゃみが出たら何か言葉をかけます。カナダを含む一部の英語圏の国では、知らない人でもくしゃみが出たら「Bless you!」と言うのがマナーです。私は、バスの中で離れて座っている知らない人にでも、「Bless you!」と声をかけます。むしろ、公共的な場所でも、くしゃみが出たのに誰も何も言ってくれないと、失礼だと感じます。

「Bless you!」の言葉の由来はいくつかあり、体の中の悪魔を外へ出すためのものという説や、

過去にイギリスで流行っていた疫病の症状にくしゃみがあったという説があり、いずれも相手の健康を望むため「Bless you!」と言います。近年では言葉の意味自体は無くなり、ただのマナーとしての言葉がけとして残っているように思います。

私はカナダで反射的に使っていたため、日本で誰かがくしゃみをしたときに、声をかけるのを我慢することに慣れていません。中学校で誰かがくしゃみをした際、つい「Bless you!」と言ってしまったことがあり、皆に「何を言ってるの?」と笑われてしまったこともありましたが、でも、その時にカナダのくしゃみの文化を話すことができ、今思うと良いきっかけとなったと思います。

もし誰かがくしゃみをしたとき「Bless you!」または「お大事に!」と声をかけてみてはどうでしょうか。

図書館からのお知らせ

■ 東神楽町図書館 ☎ 83-4646

東神楽町図書館新刊

海に沈んだ大陸の謎 (佐野 貴司)
 ヨチヨチ父 (ヨシタケ シンスケ)
 柳生新陰流 (赤羽根 竜夫)
 とるとだす (畑中 恵)
 家族のあしあと (椎名 誠)
 バブルノタシナミ (阿川 佐知子)
 友達に話したくなる地図のヒミツ (田代 博)
 あま〜いしろくま (柴田 ケイコ)

ふれあい交流館新刊

警視庁生きものがかり (福原 秀一郎)
 三途の川の七不思議 (志賀 貢)
 浜地健三郎の霊なる事件簿 (有栖川 有栖)
 そらの100かいだてのいえ (いわい としお)
 羽生善治はじめての子ども将棋 (羽生 善治)

J A文庫新刊

忙しい人のための「ついでレシピ」 (笹原 将弘)

このほかにも、東神楽町図書館とふれあい交流館にも多くの図書が入荷しています。ぜひお越しください。

おすすめ絵本



『くだもの』
 平山和子 / さく
 (福音館書店)

本をめくるとまず、どーんと丸ごとの緑のスイカ。さらにめくると、切り分けられた真っ赤なスイカが「さあ どうぞ」と差し出されます。続いて、もも、ぶどう、なし、りんご、と次々に登場します。どれも、とてもおいしそうなくだものばかり。おもわず、「いただきまーす。」と言いたくなりませよ。

イベント案内

今月の特集

図書館では特集コーナーを設けて、テーマに沿った本をまとめて置いています。

- 実用書 秋の芸術特集
- 児童書 読書の秋特集



第5回 MOA 美術館 東神楽児童作品展



町内小学校全生徒の書と絵画の作品を展示します。

- 日時 9月30日(土)～10月12日(木)
- 場所 東神楽町図書館展示ホール
東神楽町図書館 2階展示ギャラリー
- 入場料 無料(事前申込み不要)

HOC英語の絵本よみきかせ会

HOC (Higashikagura Omotenashi Club) による英語の絵本よみきかせ会です。

- 日時 10月29日(日)
午前10時30分～
- 場所 これっと総合体育館
絵本まつり会場
- 参加料 無料(申し込み不要)



図書検索システムをご利用ください!



インターネットで東神楽町図書館の図書検索システムが利用できます。町のホームページから『図書検索システム』をクリックするか、右上のQRコードを読み取ることでページが表示されます。

※検索システムを利用して、図書の予約も可能です。(予約は図書館でパスワードの取得が必要です)

10月27日(金)は月末図書整理日のため休館日となります。本を返却される方は図書館裏口のブックポスト、またはふれあい交流館をご利用ください。

10月 EVENT CALENDAR

イベント カレンダー

休館日案内 交流プラザつつじ館 東神楽町図書館

1日(日)	■第2回ひがしかぐらBBQマラソン ■赤い羽根共同募金開始(P24) ■体育施設無料開放(～10月9日)(P17) ■B & G やらかし川柳応募受付(～10月31日)(P26)	つ
2日(月)		☒
3日(火)		
4日(水)	■乳幼児健診(P22)	
5日(木)		
6日(金)	■町営住宅入居希望者受付(～10月17日)(P27)	
7日(土)		
8日(日)		つ
9日(月)	【体育の日】 ■B & G 秋のチャレンジデー(P17)	つ・☒
10日(火)		
11日(水)	■すくすく広場(P22)	
12日(木)		
13日(金)		
14日(土)		
15日(日)	■秋の火災予防運動期間(～10月31日)(P24) ■ベストム前 献血実施(P25) ■東聖小学校学習発表会 ■東神楽小学校学習発表会 ■志比内小学校学芸会	つ

16日(月)	■よちよち広場(P22)	☒
17日(火)		
18日(水)	■のびのび広場(P22)	
19日(木)	■にここサロン★志比内(P22) ■助産師健康相談(P22) ■心配ごと相談(P24)	
20日(金)		
21日(土)		
22日(日)	■忠栄小学校学芸会	つ
23日(月)	■子育て教育相談(P22)	☒
24日(火)		
25日(水)	■わくわく教室(P22) ■町内園児・児童 音楽の集い(P16)	
26日(木)		
27日(金)	■これっと健康相談(P22) ■地域活性化応援事業補助金 2次募集締め切り(P28)	☒
28日(土)	■第4回東神楽ハロウィンパーティー(P16) ■第48回総合文化祭 一般作品展示(～10月29日)(P16) ■スローペース家族のつどい 家族交流会(P25)	
29日(日)	■第47回総合文化祭 音楽・芸能発表(P16) ■これっとまつり(P16)	つ
30日(月)		☒
31日(火)	■ばれっと健康相談(P22) ■町税・各種保険料の納期限(P24)	



ご意見・ご感想を
お寄せください